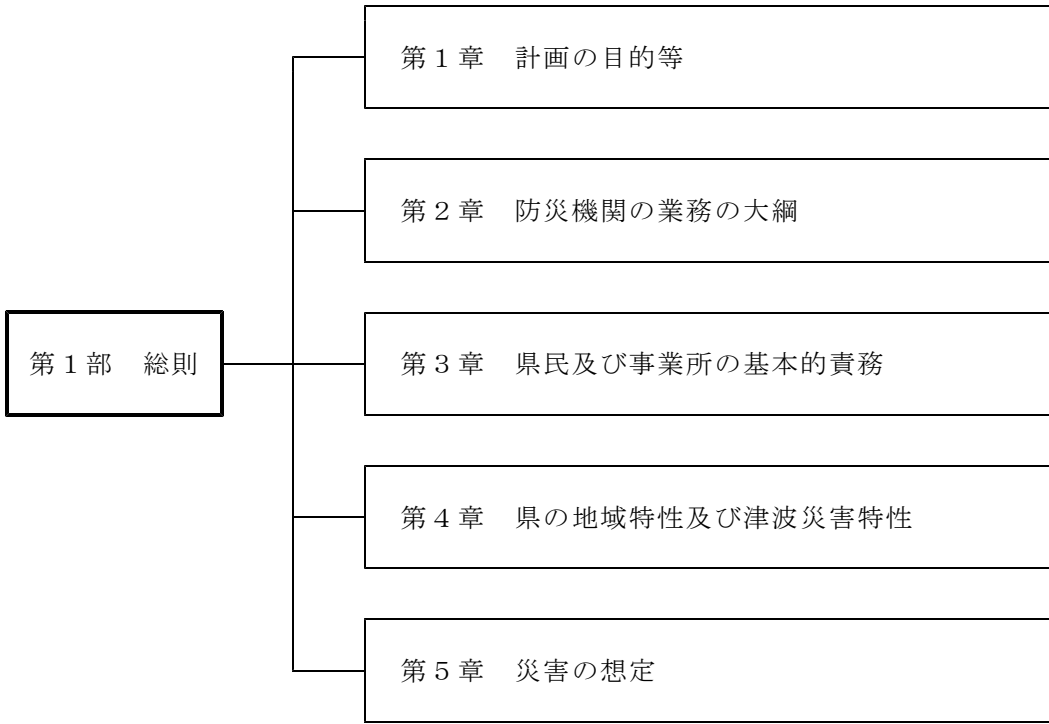


第 1 部 総則



第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事により、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

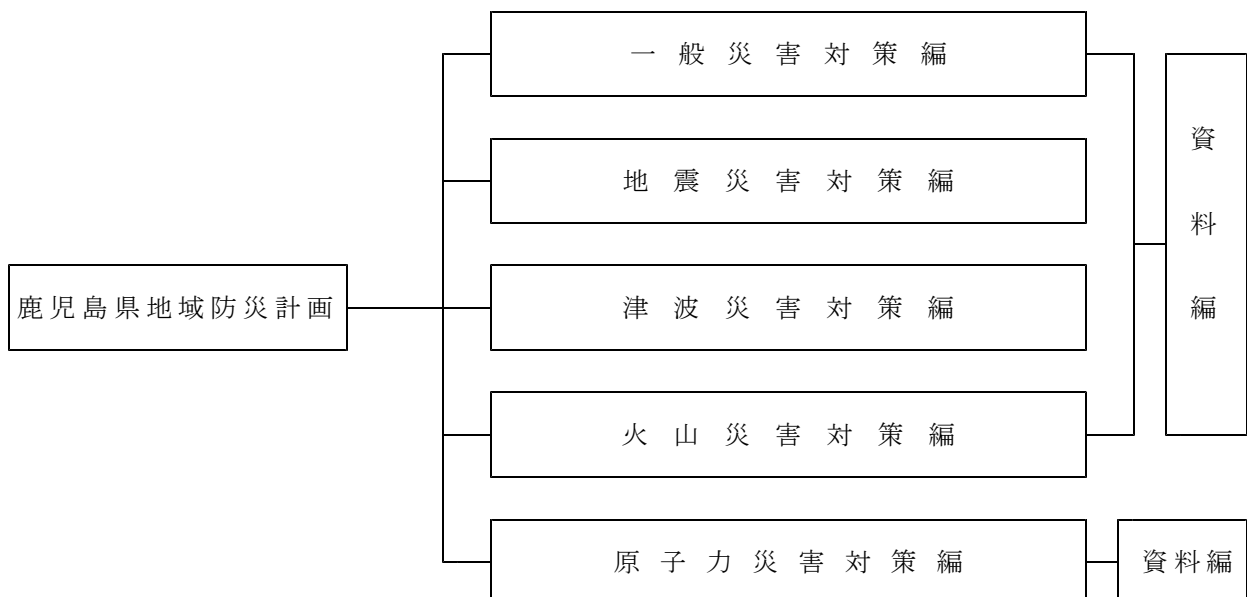
第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編5編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、津波災害に係る「津波災害対策編」である。

本計画は、鹿児島県域の津波災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。

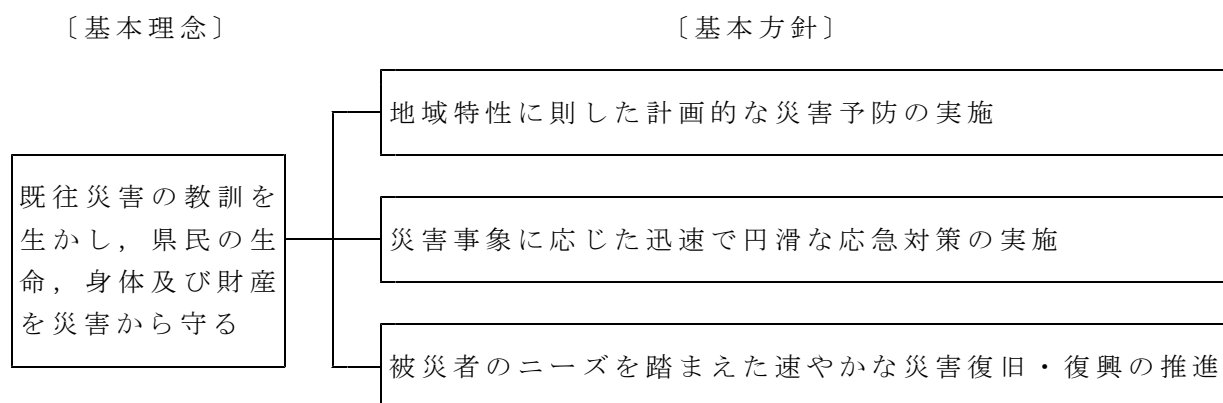


第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実用から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と、県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本県は、出水市を除く42市町村が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び当該市町村は、同法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めなければならないこととされていることから、本県においては、本編及び津波災害対策編の第5部に、同計画を位置づけている。

第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 県民及び事業所の基本的責務
- 第4章 県の地域特性及び津波災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 津波災害予防

- 第1章 津波災害予防の基本的な考え方
- 第2章 津波災害に強い地域づくり
- 第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え
- 第4章 県民の防災活動の促進

第3部 津波災害応急対策

- 第1章 活動体制の確立

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 津波災害復旧・復興

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」、「共助」、「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関する事。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
- (11) 被災施設の復旧に関する事。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

第2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 市町村防災会議に係る業務に関する事。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
- (10) 被災施設の復旧に関する事。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
- (12) 災害対策に係わる広域応援協力に関する事。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

第3 鹿児島県警察

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 労 働 局	(1) 工場，事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。
九 州 農 政 局	(1) 農地，農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災，災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九 州 森 林 管 理 局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林，保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業，鉱業の事業者に対する金融，税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九 州 産 業 保 安 監 督 部	(1) 電気施設，ガス，火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山における災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
九 州 地 方 整 備 局	(1) 港湾，海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮，津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
九 州 運 輸 局 (鹿 児 島 運 輸 支 局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者，救援用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため，船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため，港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 阪 航 空 局 鹿 児 島 空 港 事 務 所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事。 (3) 航空機による代替輸送に関する事。 (4) 被災者、救援用物資等の輸送調整に関する事。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべき事。
国 土 地 理 院 九 州 地 方 測 量 部	(1) 地殻変動の監視に関する事。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。
福 岡 管 区 気 象 台 (鹿 児 島 地 方 気 象 台) (名 瀬 測 候 所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事。 (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事。
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。 (2) 警報等の伝達に関する事。 (3) 情報の収集に関する事。 (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油等の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。
九 州 環 境 事 務 所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事。 (2) 環境監視体制の支援に関する事。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事。
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12普通科連隊，海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療防疫給水等のほか災害通信の支援に関する事 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益性に鑑み，防災に関し概ね次の事項を担当するとともに，県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災，保全に関する事 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事
日本郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本銀行（鹿児島支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送，通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか，所要の災害応急対策
日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療救護等に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び 放送関係機関	(1) 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自動車輸送機関 （日本通運株式会社， 公益社団法人鹿児島 県バス協会，公益社 団法人鹿児島県トラ ック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 （九州電力株式会社）	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 県 医 師 会	災害時における助産，医療救護に関すること。
鹿 児 島 県 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿 児 島 県 薬 剤 師 会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿 児 島 県 看 護 協 会	災害看護に関すること。
鹿 児 島 県 建 設 業 協 会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は，概ね次の事項を担当し，当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに，県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池，かんがい用桶門，たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療，助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社 会 福 祉 施 設 経 営 者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
県 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災に係る施設の整備，防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における水の確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関する事。
その他公共団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。

第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章は、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 県民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合っ て確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄 など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をは じめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要があ る。</p> <p>また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓 の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と 連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、 経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村 及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に 努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に 従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防 災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4章 県の地域特性及び津波災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北600km、総面積9,166.58km²、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甌島、草垣島、宇治群島並びに西南に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,643kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって平地も、2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から県土及び県民を守っていかなければならない。

第3 県の津波災害履歴及び災害特性

記録に残る県内の津波による被害は、1605年（慶長9年12月16日）に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年（宝永4年10月4日）に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。また、桜島の安永噴火における海底噴火に伴い大きな津波が生じ、6人を引き去ったという記録もある。

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

記録された事例は少ないが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

《参考》

鹿児島県における津波災害については、資料編 1. 2 地震津波災害の履歴を参照

津波被害の記録（江戸時代までのもの）

1 南海トラフ沿いの地震による津波

(1) 慶長地震津波

- ・慶長9年12月16日（1605年2月3日）のマグニチュード8クラスの南海トラフ沿いの地震による。
- ・本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山権左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状）がある。

(2) 外所地震による津波

- ・寛文2年9月20日（1662年10月31日）に日向灘で起きたマグニチュード7クラスの「外所（とんところ／とんどころ）地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。
- ・寛文2年10月（1662年11月）に、大隅が大地震で[、山が崩れ海が埋まり]、海が陸となった旨の江戸時代の記録（続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会）があったが、明治以降の災害資料集（日本震災凶謹攷ほか）で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。

(3) 宝永地震津波

- ・宝永4年10月4日（1707年10月28日）のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～

第1部 総則

第4章 県の地域特性及び津波災害特性

4 mと推定されている。

- ・地震で潮水が大いに溢れ，【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で人家が十軒流失したとの記録（種子島家の家譜）があり，種子島北部での津波高5～6 mと推定した論文（羽鳥，1985）がある。

2 桜島沖海底噴火に伴う津波

(1) 安永8年10月1日(1779年11月9日)からの桜島の噴火の際，島の北東側に1年程で9島〔その後の合体や浸食により現存は4島〕が生成したが，海底噴火に伴う津波が安永9年7月6日(1780年8月6日)以降記録されている。

(2) 安永9年8月11日(1780年9月9日)は，浪が上がること三丈【9 m】ほど，【島の西部で城下側に突き出した袴腰北側の】小池浜辺りで二丈【6 m】ほどで，10月4日(10月31日)も大浪上がるとの記録がある。

大波で〔福山町など〕近くの町や田や人家等に被害を与え、城下にまで高汐が揚がり、海辺の侍屋舗並びに町家を破損した所が多く，屋舗417ヶ所・家798軒・石垣2 km等の被災と人的被害はなかったことが幕府に報告されている。

(3) 安永10年3月18日(1781年4月11日)，高免村の前にできた島が燃え上り，泥を吹き上げる量が膨大で，〔小池村の浜に十度，高さ七八間【13・14m】程など〕津浪の上がる規模が大きく，白浜村の男5人・女1人が波にさらわれ亡くなり，谷山からの漁師3人死亡・4人不明という記録がある分や，噴出物による被災者を含むと思われる，死者8人・行方不明者7人の幕府への報告がなされている。

3 その他

(1) 寛延元年8月(1748年9月)の串木野・羽島や寛政元年(1789年)の串木野・島平の海沿いの神社（神社仏閣調帳）と，寛延元年9月2日(1748年9月24日)の市来・湊町の地頭館（三国名勝図会）に津波があり，宝物や書類が流失したとあるが，波源となる地震が推定されておらず，少なくとも最後の日付については，大風が吹いて薩摩半島は大潮で，市来・串木野では海辺の家が流れたり破損して死人もあったらしいとの記録（三州年代記）がある。

(2) 安永7年8月7日(1778年9月27日)に沖永良部・湾の代官仮屋まで津波が遡上し石垣が崩れたり大魚が打ちあがった記録（沖永良部島代官系図）があるが，地震が推定されておらず，同日及び翌日に大風があつて高倉が多数倒れ船が流失したとの大島の記録（大島代官記）があり，台風など気象による高潮が疑われる。

	西暦年月日	波源域	遡上地	人的被害	備考
1(1)	1605. 2. 3	南海トラフ沿い	鹿児島全域	多数	慶長地震
1(2)	1662. 10-11	日向灘	大隅	記録なし	日向と混同か
1(3)	1707. 10. 28	南海トラフ沿い	種子島	記録なし	宝永地震
3(1)	1748. 9ほか	—	串木野，市来	記録漠然	高潮か
3(2)	1778. 9. 27	—	沖永良部	記録なし	高潮か
2(3)	1781. 4. 11	桜島北東沖	鹿児島湾北部	死亡・不明15	海底噴火か

第5章 災害の想定

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまでも様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した県地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）

第1部 総則

第5章 災害の想定

- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震，海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

想定地震等の位置は図1.5.1，想定地震等の概要は表1.5.1のとおりである。

また，各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波は表1.5.2から表1.5.6，想定地震等に伴う津波の津波高分布は図1.5.2から図1.5.13のとおりである。

※ 詳細は，「地震等災害被害予測調査報告（災害想定の概要）」（県HP）を参照

図1.5.1 想定地震等の位置図

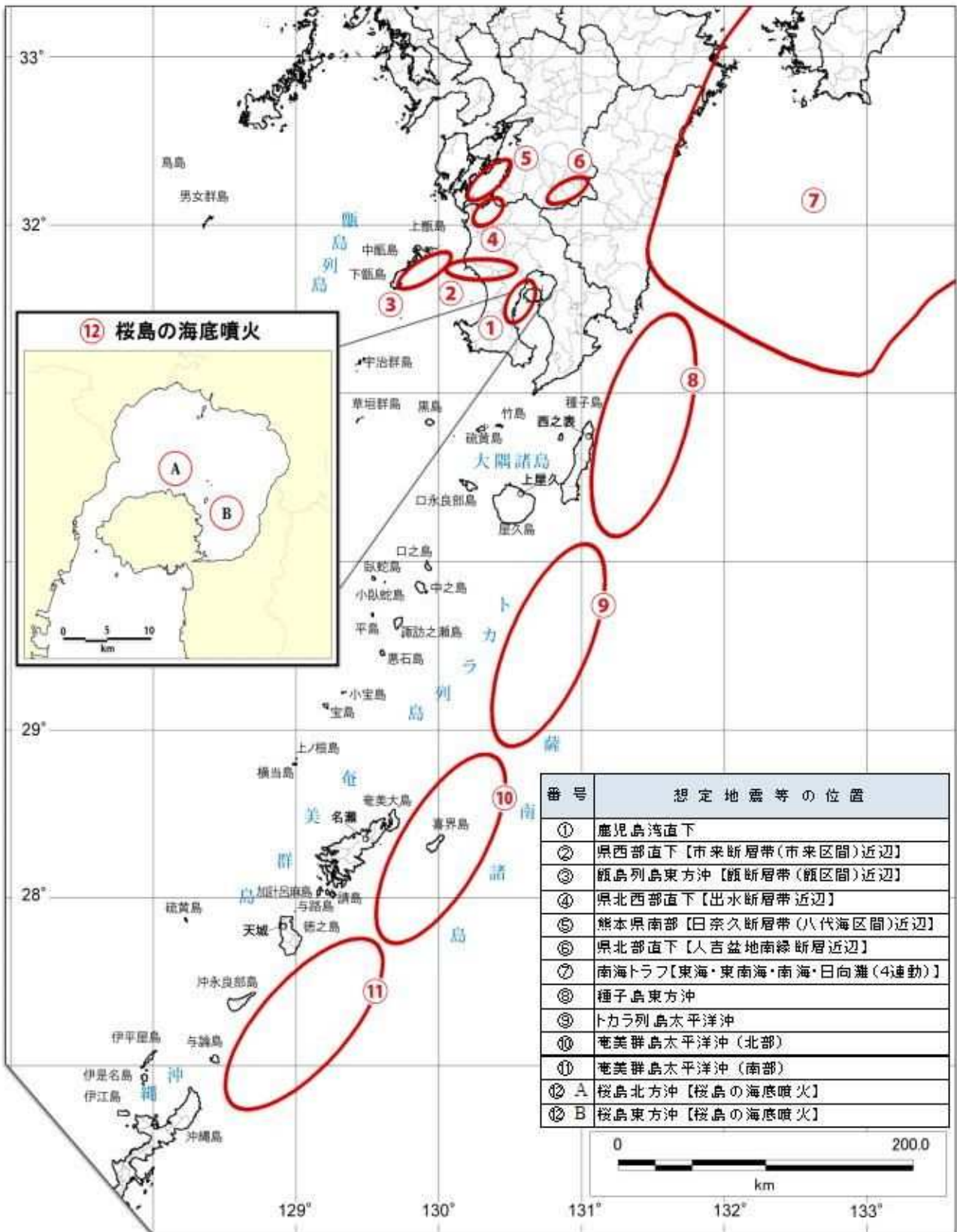


表1.5.1 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード(M_J)とモーメントマグニチュード(M_w)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード(M_J)を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

表1.5.2 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(1)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	① 鹿児島湾直下		② 県西部直下		③ 甌島列島東方沖	
	最大津波高		最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	13	3.40	—	—	200	1.85
鹿屋市	32	2.22	—	—	339	1.74
枕崎市	57	1.67	55	1.61	122	2.31
阿久根市	—	—	37	2.20	33	4.43
出水市	—	—	—	—	91	1.87
指宿市	40	2.21	—	—	125	1.96
西之表市	121	1.37	100	1.36	129	1.82
垂水市	34	2.35	—	—	—	—
薩摩川内市(本土)	—	—	11	3.13	30	4.69
薩摩川内市(甌島)	—	—	39	2.29	19	9.25
日置市	—	—	24	3.12	28	6.58
霧島市	124	1.96	—	—	—	—
いちき串木野市	—	—	12	3.14	25	7.30
南さつま市	105	1.73	47	3.27	27	7.30
志布志市	217	1.30	356	1.27	262	1.41
奄美市	179	1.25	—	—	153	1.54
南九州市	57	1.64	59	1.59	106	2.20
姪良市	8	2.36	—	—	—	—
三島村	—	—	75	1.32	79	2.16
十島村	—	—	150	1.26	285	1.80
長島町	—	—	54	1.92	30	3.29
大崎町	113	1.27	354	1.25	212	1.37
東串良町	323	1.35	360	1.30	215	1.40
錦江町	29	1.85	—	—	191	1.87
南大隅町	42	1.73	—	—	103	1.79
肝付町	—	—	—	—	188	1.70
中種子町	212	1.35	—	—	121	1.66
南種子町	—	—	—	—	145	1.91
屋久島町	104	1.27	123	1.27	114	2.09
大和村	126	1.13	161	1.23	237	1.57
宇検村	297	1.24	—	—	332	1.40
瀬戸内町	182	1.25	—	—	342	1.41
龍郷町	223	1.30	265	1.35	252	1.96
喜界町	—	—	—	—	245	1.37
徳之島町	—	—	—	—	214	1.38
天城町	—	—	—	—	356	1.27
伊仙町	—	—	—	—	218	1.26
和泊町	—	—	—	—	193	1.32
知名町	—	—	—	—	349	1.32
与論町	—	—	—	—	349	1.26

表1.5.3 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(2)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑤熊本県南部		⑦南海トラフ (CASE 5)		⑦南海トラフ (CASE 11)	
	最大津波高		最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	—	—	117	3.17	119	3.31
鹿屋市	—	—	102	2.97	157	3.30
枕崎市	—	—	279	3.39	176	3.79
阿久根市	44	1.95	134	3.63	134	3.61
出水市	27	2.19	225	1.87	240	1.80
指宿市	—	—	185	4.42	186	4.60
西之表市	—	—	35	10.02	36	10.27
垂水市	—	—	341	3.26	355	3.29
薩摩川内市(本土)	—	—	205	2.87	216	2.83
薩摩川内市(甑島)	—	—	233	4.00	130	3.74
日置市	—	—	314	3.60	307	3.71
霧島市	—	—	151	2.43	151	2.50
いちき串木野市	—	—	306	3.27	309	3.13
南さつま市	—	—	203	3.93	155	4.23
志布志市	—	—	49	6.12	49	6.41
奄美市	—	—	57	5.60	77	5.88
南九州市	—	—	88	3.60	283	3.91
始良市	—	—	150	2.50	150	2.58
三島村	—	—	85	3.42	91	3.96
十島村	—	—	58	6.34	59	5.88
長島町	45	2.48	340	3.40	338	3.22
大崎町	—	—	49	7.13	49	7.32
東串良町	—	—	52	7.00	48	7.37
錦江町	—	—	319	2.59	115	3.18
南大隅町	—	—	100	6.28	51	6.83
肝付町	—	—	45	7.70	46	8.54
中種子町	—	—	34	8.48	33	8.90
南種子町	—	—	32	8.99	33	8.97
屋久島町	—	—	49	10.83	49	12.01
大和村	—	—	160	3.92	97	4.64
宇検村	—	—	116	2.91	124	3.09
瀬戸内町	—	—	103	4.18	104	4.59
龍郷町	—	—	63	5.09	64	5.15
喜界町	—	—	53	4.86	53	4.89
徳之島町	—	—	188	3.47	110	3.93
天城町	—	—	151	2.42	93	2.63
伊仙町	—	—	202	3.94	152	3.69
和泊町	—	—	198	3.88	138	4.03
知名町	—	—	202	3.08	124	3.10
与論町	—	—	72	2.66	100	3.50

表1.5.4 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(3)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島太平洋沖	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	99	2.49	96	2.63
鹿屋市	104	2.50	116	2.52
枕崎市	196	3.05	172	3.52
阿久根市	298	2.39	110	3.65
出水市	237	1.69	227	1.90
指宿市	103	2.87	138	3.42
西之表市	50	5.83	143	4.76
垂水市	145	2.34	155	2.51
薩摩川内市(本土)	181	2.37	139	3.36
薩摩川内市(甌島)	164	2.45	106	5.74
日置市	155	2.17	134	3.01
霧島市	143	2.27	152	1.85
いちき串木野市	181	2.37	139	3.24
南さつま市	160	2.65	105	3.72
志布志市	90	4.26	100	3.50
奄美市	41	2.49	48	4.53
南九州市	174	2.63	125	3.46
始良市	139	2.22	150	1.84
三島村	76	2.48	91	3.58
十島村	42	2.67	40	8.69
長島町	119	2.05	179	2.31
大崎町	41	4.66	102	3.08
東串良町	41	4.69	108	3.37
錦江町	106	2.54	109	2.59
南大隅町	60	5.04	80	3.68
肝付町	76	4.52	78	3.51
中種子町	95	5.24	41	3.98
南種子町	104	5.68	39	6.10
屋久島町	49	4.01	36	6.97
大和村	94	1.94	55	2.86
宇検村	99	1.69	127	2.41
瀬戸内町	88	2.13	50	3.11
龍郷町	95	2.25	82	3.14
喜界町	42	2.36	126	2.71
徳之島町	92	1.83	77	2.55
天城町	214	1.41	109	1.96
伊仙町	130	1.60	122	2.06
和泊町	261	1.61	111	2.22
知名町	181	1.33	136	1.65
与論町	57	1.64	87	1.98

表1.5.5 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(4)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑩奄美群島太平洋沖(北部)		⑪奄美群島太平洋沖(南部)	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	228	2.28	206	2.16
鹿屋市	197	2.24	193	2.23
枕崎市	163	2.67	245	2.84
阿久根市	176	3.10	213	2.70
出水市	232	1.89	301	1.78
指宿市	194	2.77	189	2.45
西之表市	251	2.86	236	2.24
垂水市	199	1.91	189	1.82
薩摩川内市(本土)	174	2.48	142	2.32
薩摩川内市(甌島)	217	3.65	328	2.72
日置市	207	2.42	232	2.16
霧島市	—	—	—	—
いちき串木野市	257	2.34	182	2.26
南さつま市	112	3.27	225	2.89
志布志市	145	2.87	131	2.57
奄美市	39	8.42	49	3.83
南九州市	208	2.65	216	2.33
姪良市	—	—	—	—
三島村	195	2.16	160	1.93
十島村	46	3.86	130	2.28
長島町	326	2.13	281	1.88
大崎町	153	2.56	222	2.20
東串良町	153	2.85	221	2.47
錦江町	191	2.35	195	1.96
南大隅町	166	2.47	206	2.09
肝付町	155	2.60	222	2.36
中種子町	195	2.48	282	2.28
南種子町	171	2.95	275	2.70
屋久島町	102	3.21	207	2.12
大和村	75	4.25	86	2.80
宇検村	46	3.00	69	2.60
瀬戸内町	54	5.30	53	6.43
龍郷町	41	6.14	66	2.97
喜界町	22	5.09	35	3.13
徳之島町	70	3.77	27	7.33
天城町	119	2.24	33	4.61
伊仙町	61	3.05	25	9.60
和泊町	29	3.44	27	7.04
知名町	63	1.90	22	5.08
与論町	30	2.84	37	4.58

表1.5.6 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(5)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)		⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市【桜島港(塩屋ヶ元地区)】	13	3.08	6	5.89
鹿児島市【桜島港(宇土地区)】	11	3.40	2	7.78
鹿児島市【大燃港(黒崎町)】	10	2.99	2	12.69
鹿児島市【桜島港(新島地区)】	3	7.23	3	5.09
鹿児島市【桜島港(高免地区)】	2	12.80	11	4.08
鹿児島市【桜島港(白浜地区)】	2	7.83	10	2.50
鹿児島市【桜島港(西道地区)】	3	5.86	17	3.25
鹿児島市【桜島港(赤生原地区)】	6	3.33	14	3.06
鹿児島市【桜島港】	12	3.14	15	3.30
鹿児島市【桜島港(湯之持木地区)】	21	1.93	9	1.87
鹿児島市【鹿児島港】	9	3.35	22	3.00
鹿児島市【竜ヶ水】	4	6.62	12	3.14
始良市【勝元】	4	7.77	12	2.97
始良市【重富】	4	4.91	22	3.43
始良市【松原下】	5	4.13	14	4.56
始良市【別府川河口】	7	4.03	13	3.14
始良市【加治木】	4	5.57	8	2.98
霧島市【神造島】	3	8.70	6	5.52
霧島市【天降川河口】	4	4.41	5	4.04
霧島市【敷根】	6	3.57	6	3.79
霧島市【福山】	5	4.17	5	8.94
垂水市【牛根境】	5	5.82	2	9.40
垂水市【二川】	7	3.24	2	7.64
垂水市【牛根麓】	15	2.79	2	7.68
垂水市【垂水港】	19	1.84	15	1.84
鹿屋市	64	1.95	49	1.95
指宿市	29	1.71	56	1.66
錦江町	56	1.71	38	1.70

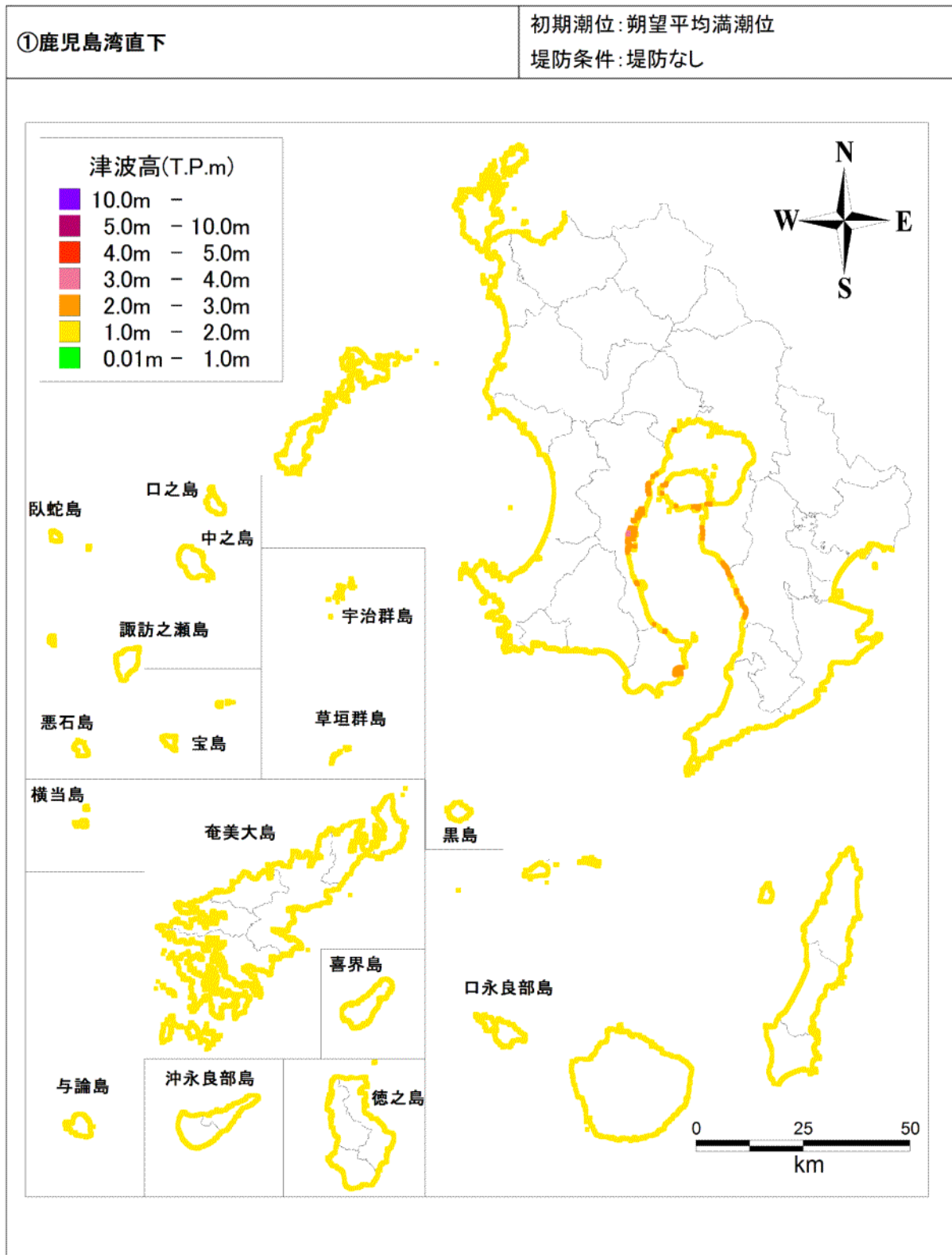


図1.5.2 ①鹿児島湾直下の地震に伴う津波の津波高分布図

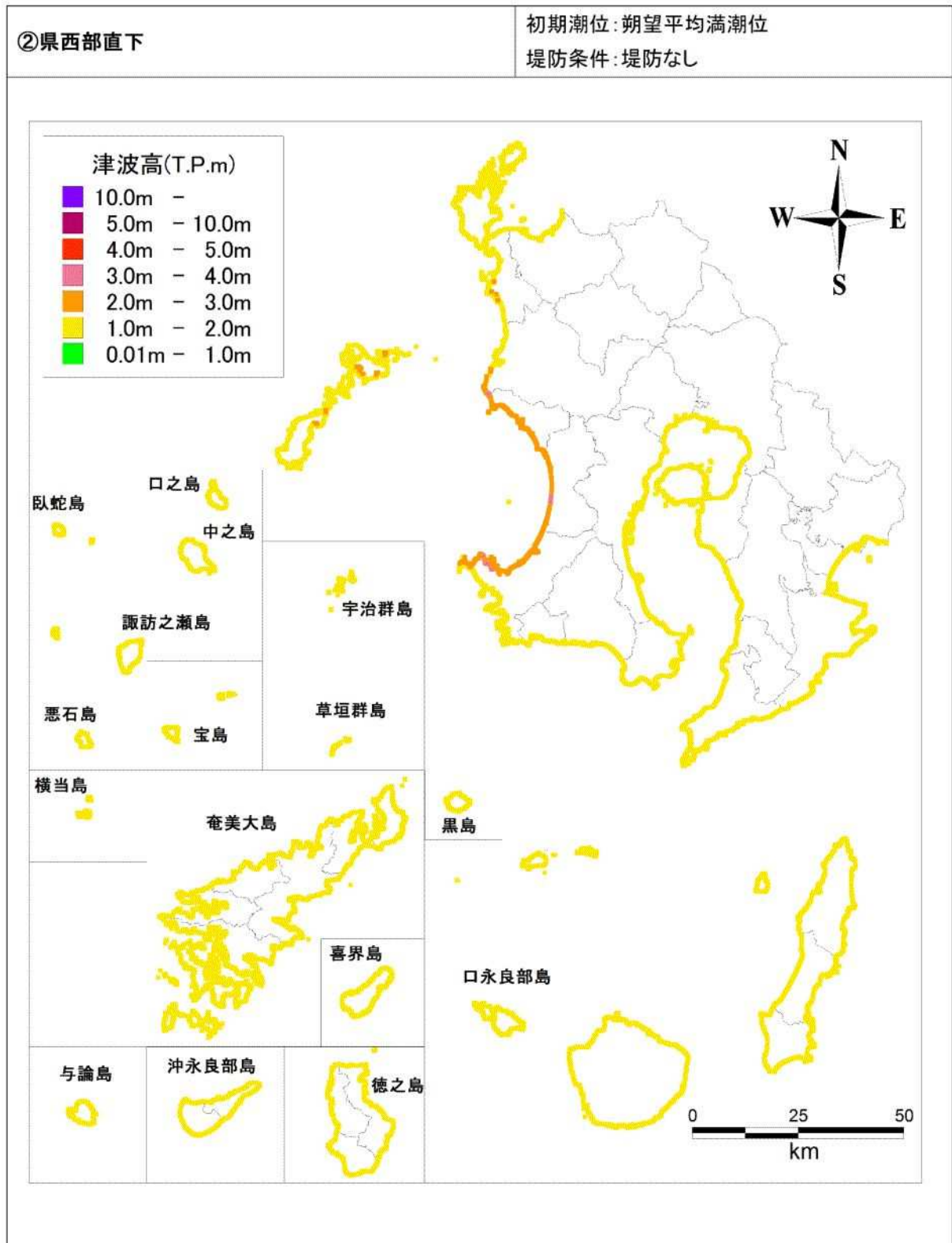


図1.5.3 ②県西部直下の地震に伴う津波の津波高分布図

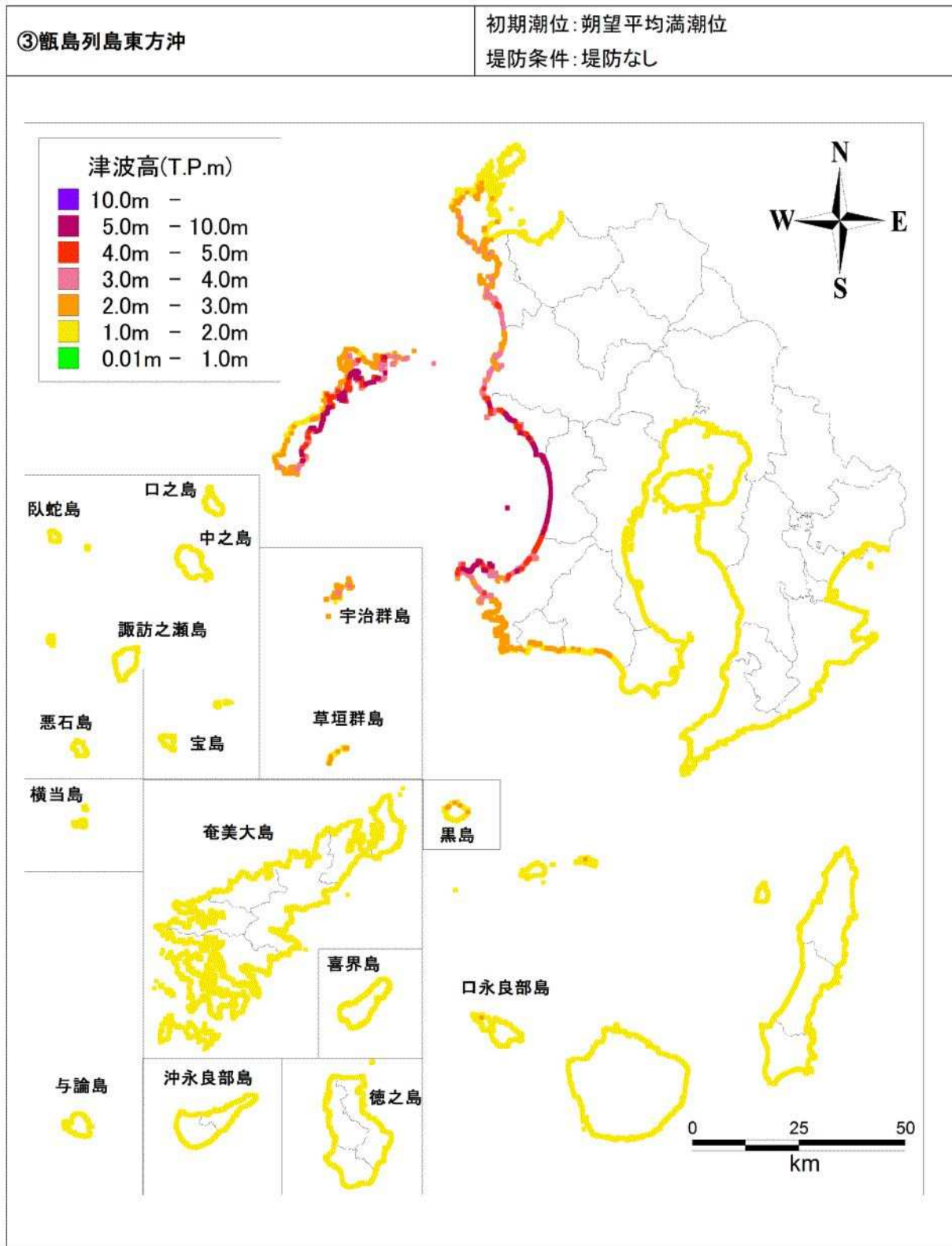


図1.5.4 ③甑島列島東方沖の地震に伴う津波の津波高分布図

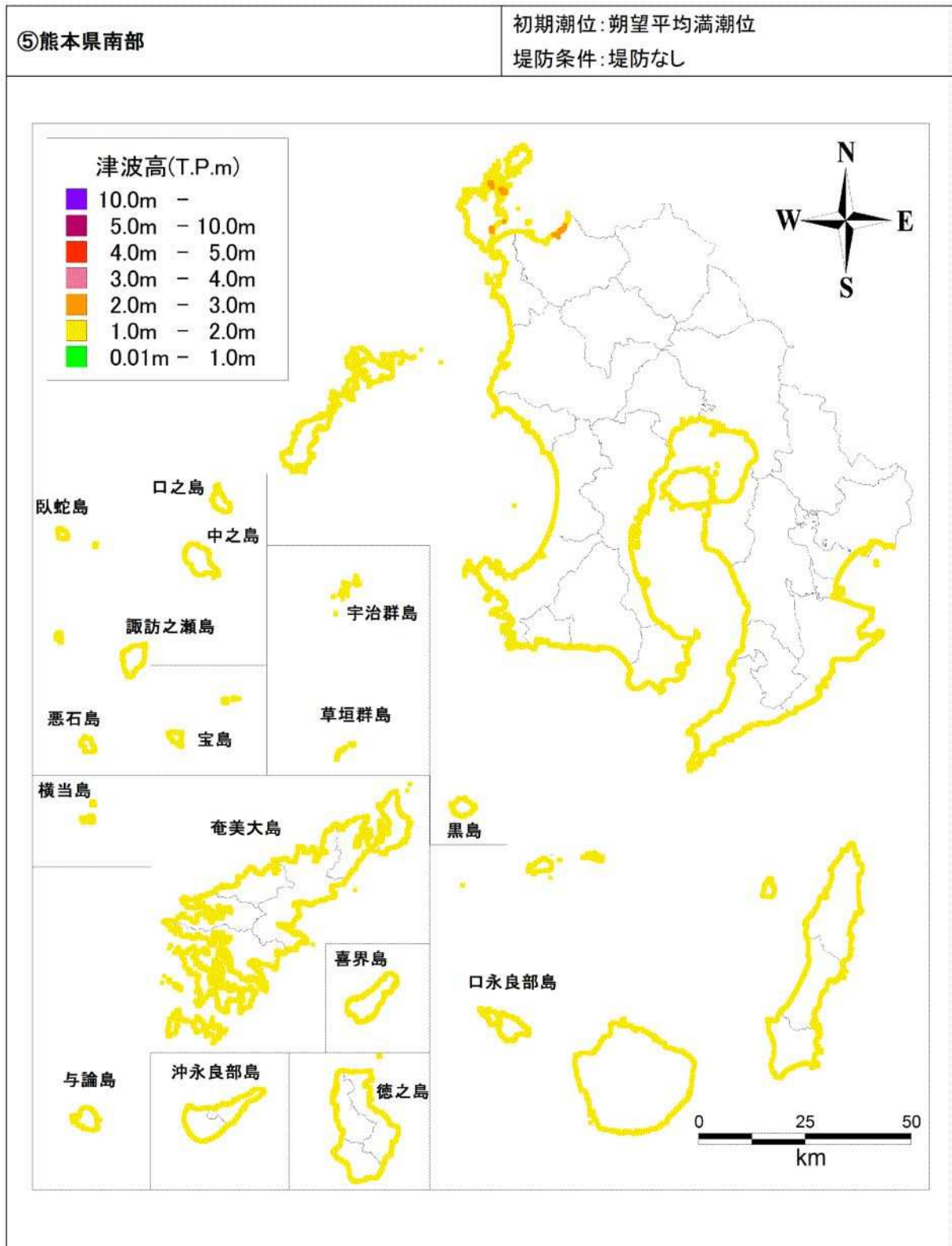


図1.5.5 ⑤熊本県南部の地震に伴う津波の津波高分布図

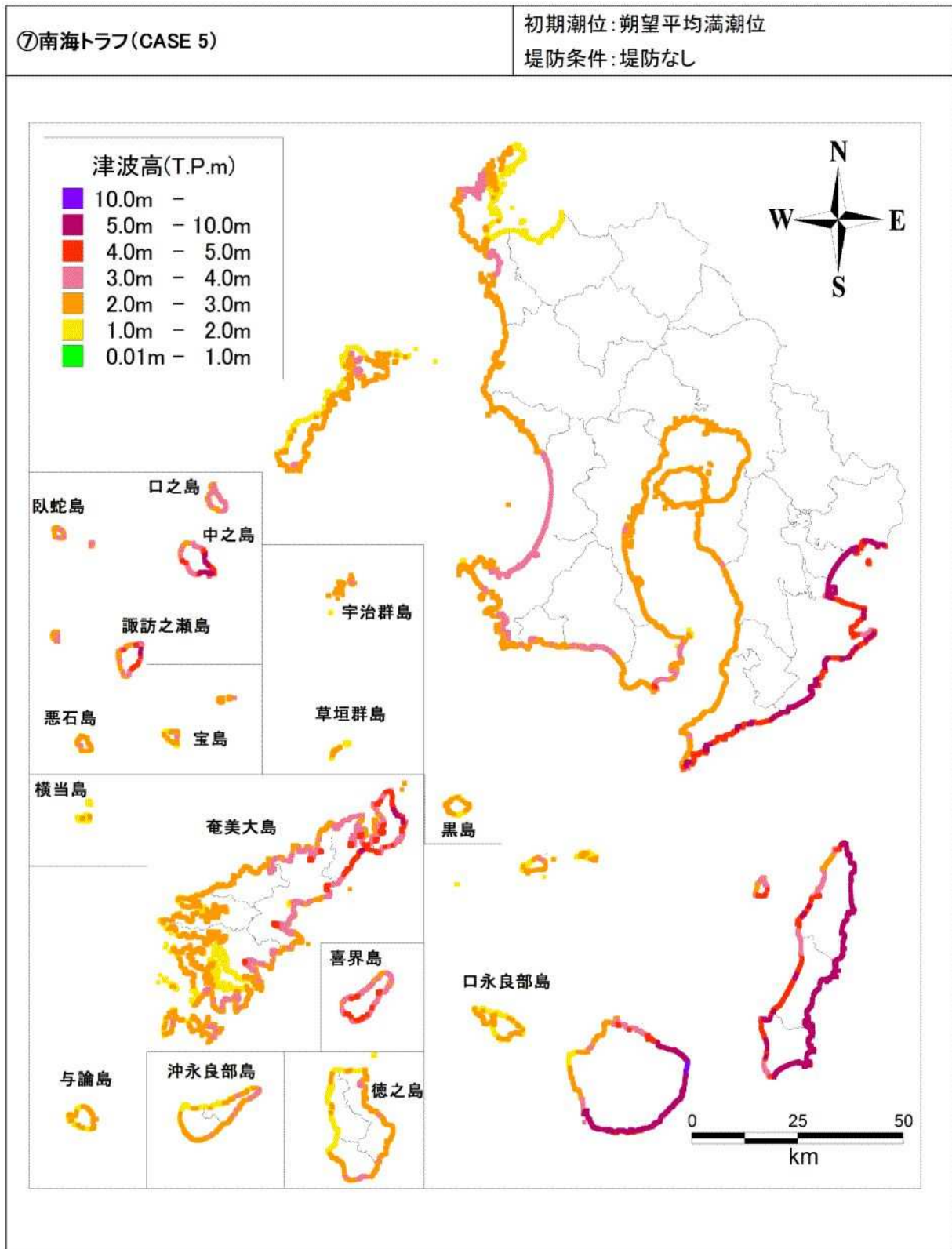


図1.5.6 ⑦南海トラフ (CASE 5) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

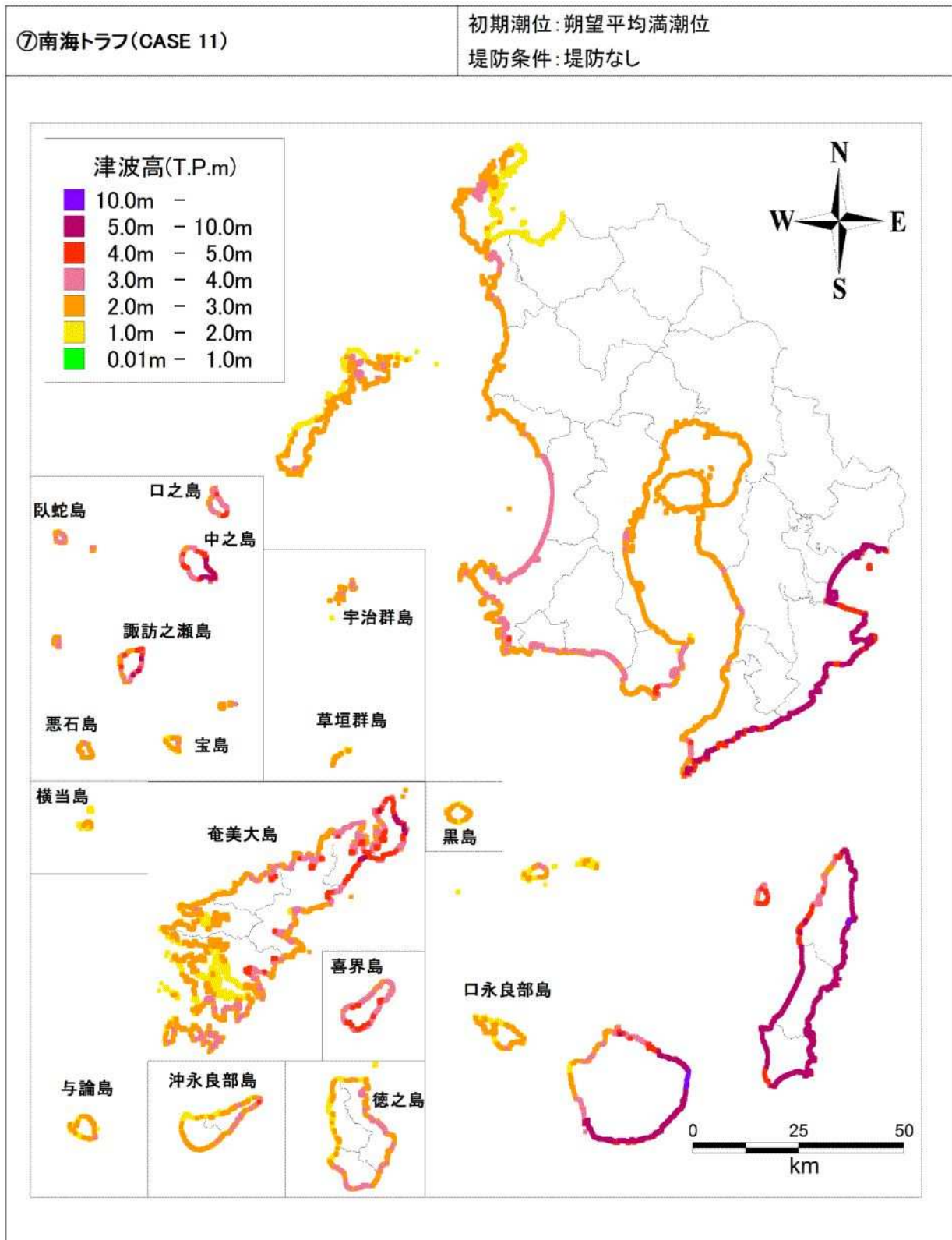


図 1.5.7 ⑦南海トラフ (CASE 11) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

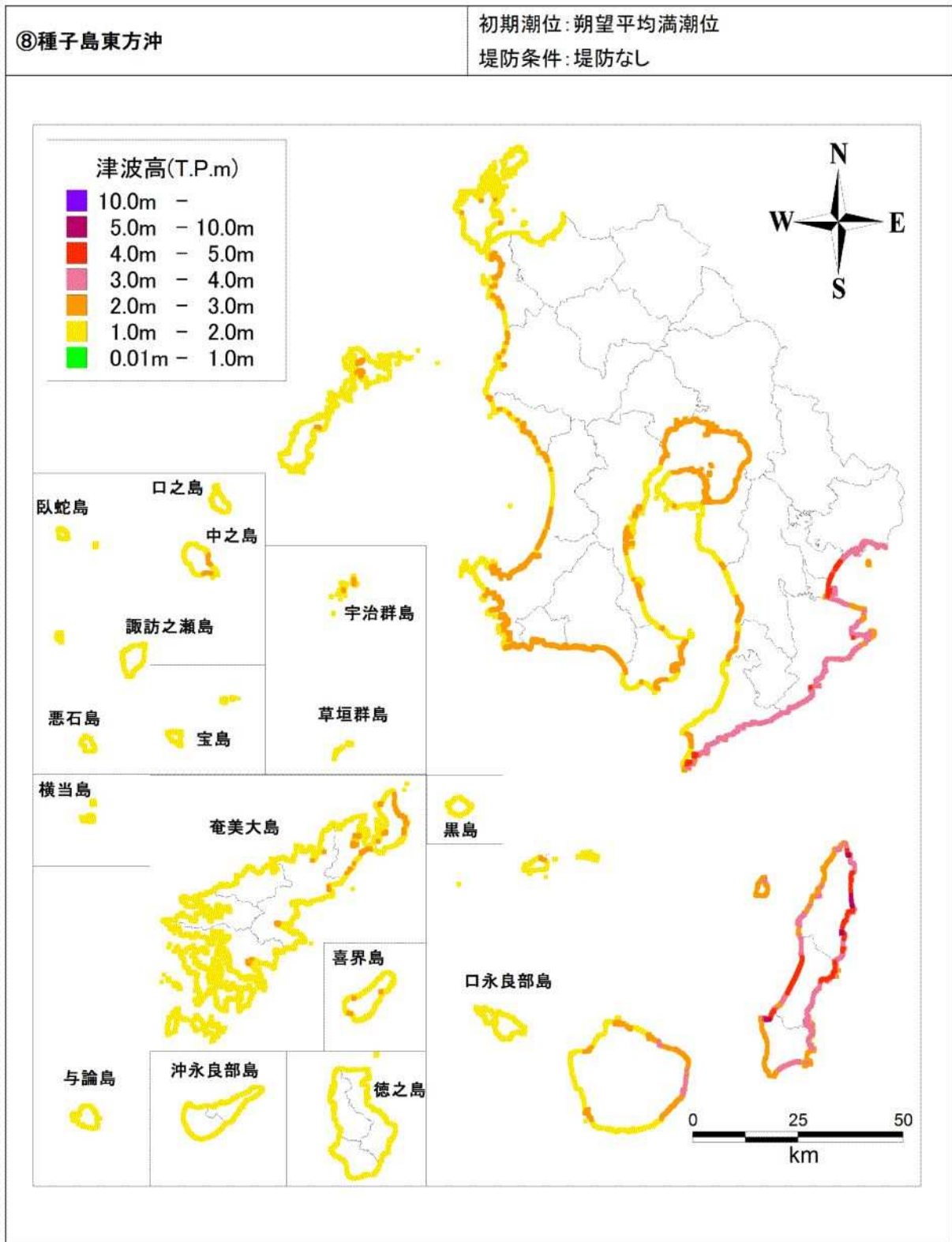


図1.5.8 ⑧種子島東方沖の地震に伴う津波の津波高分布図

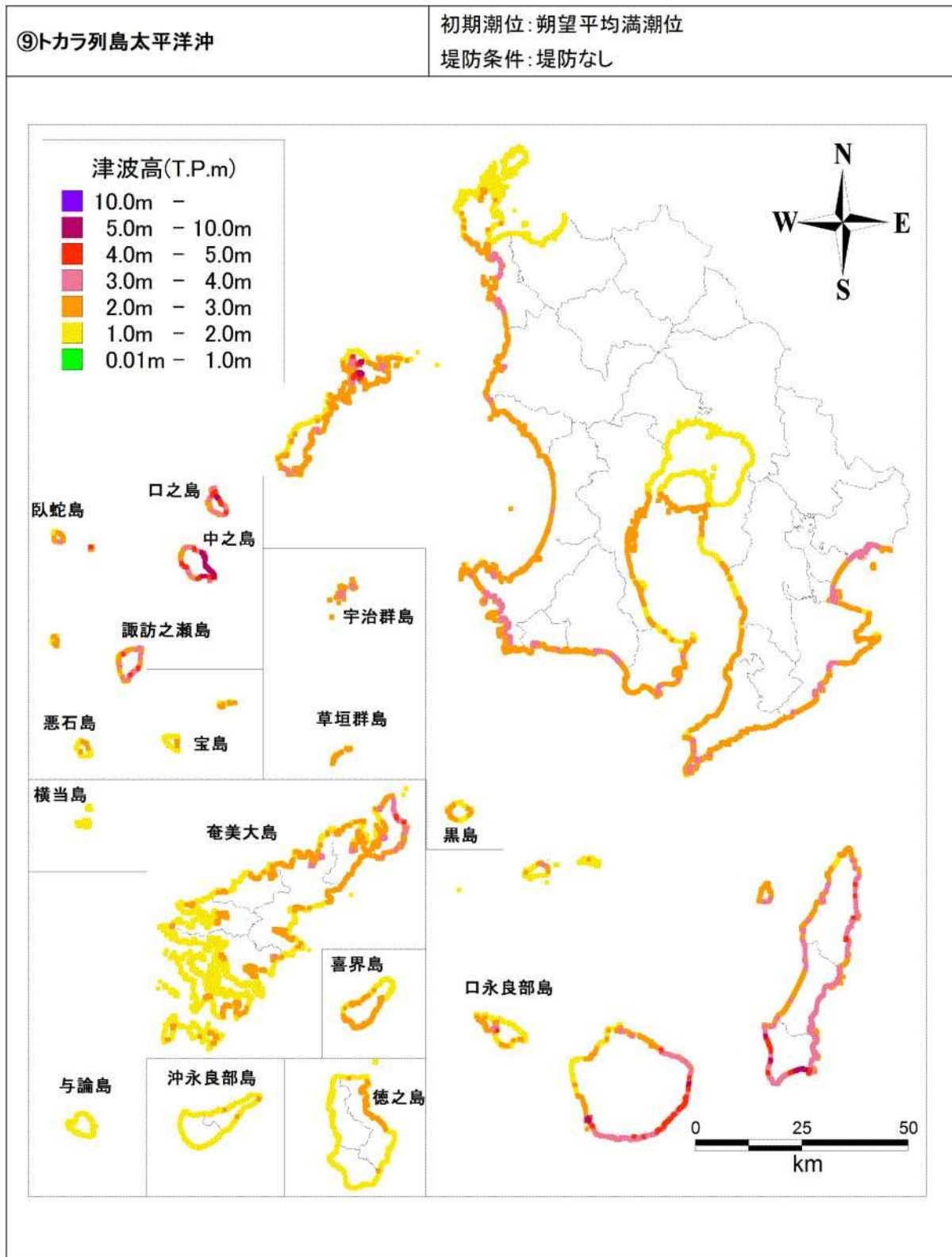


図1.5.9 ⑨トカラ列島太平洋沖の地震に伴う津波の津波高分布図

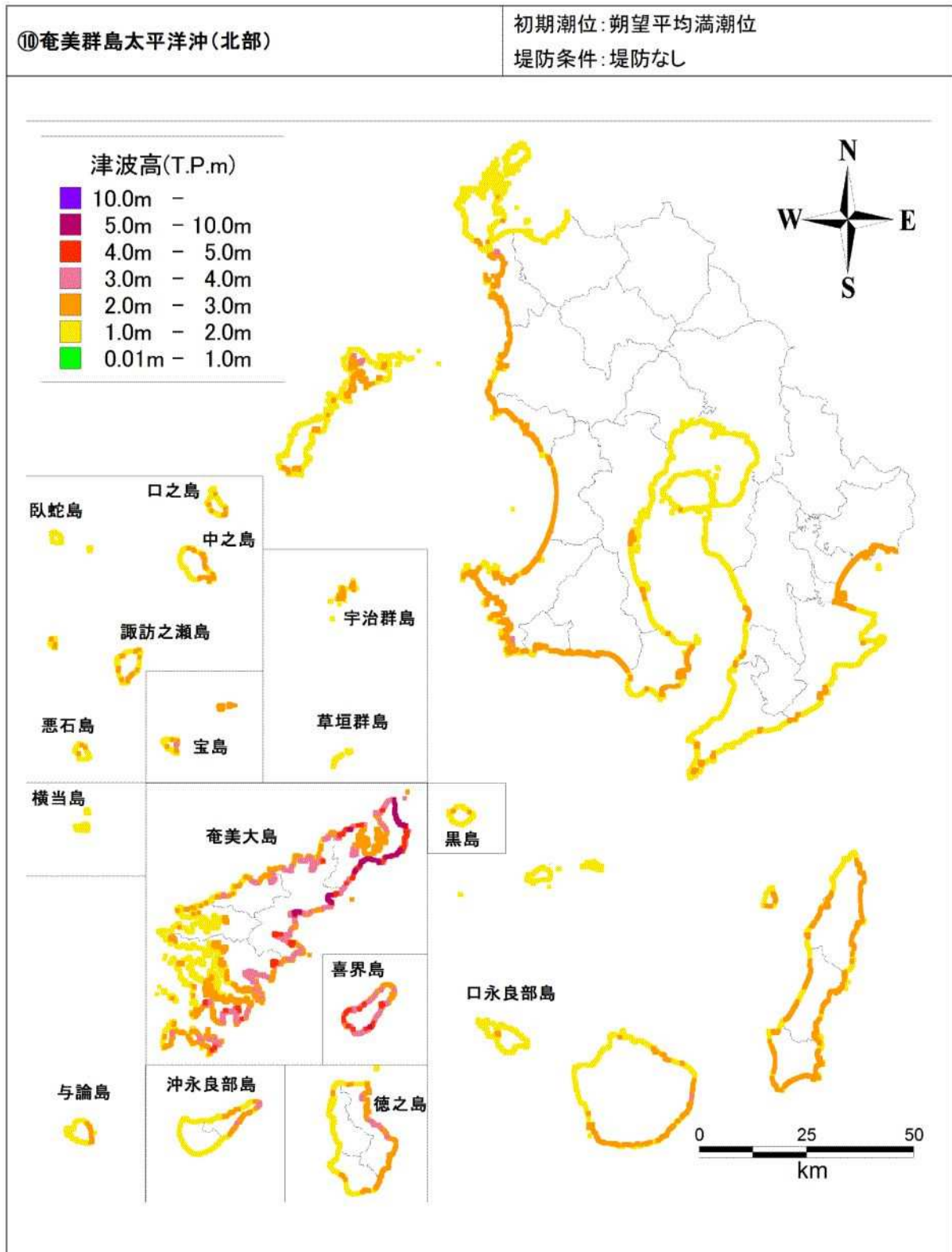


図1.5.10 ⑩奄美群島太平洋沖(北部)の地震に伴う津波の津波高分布図

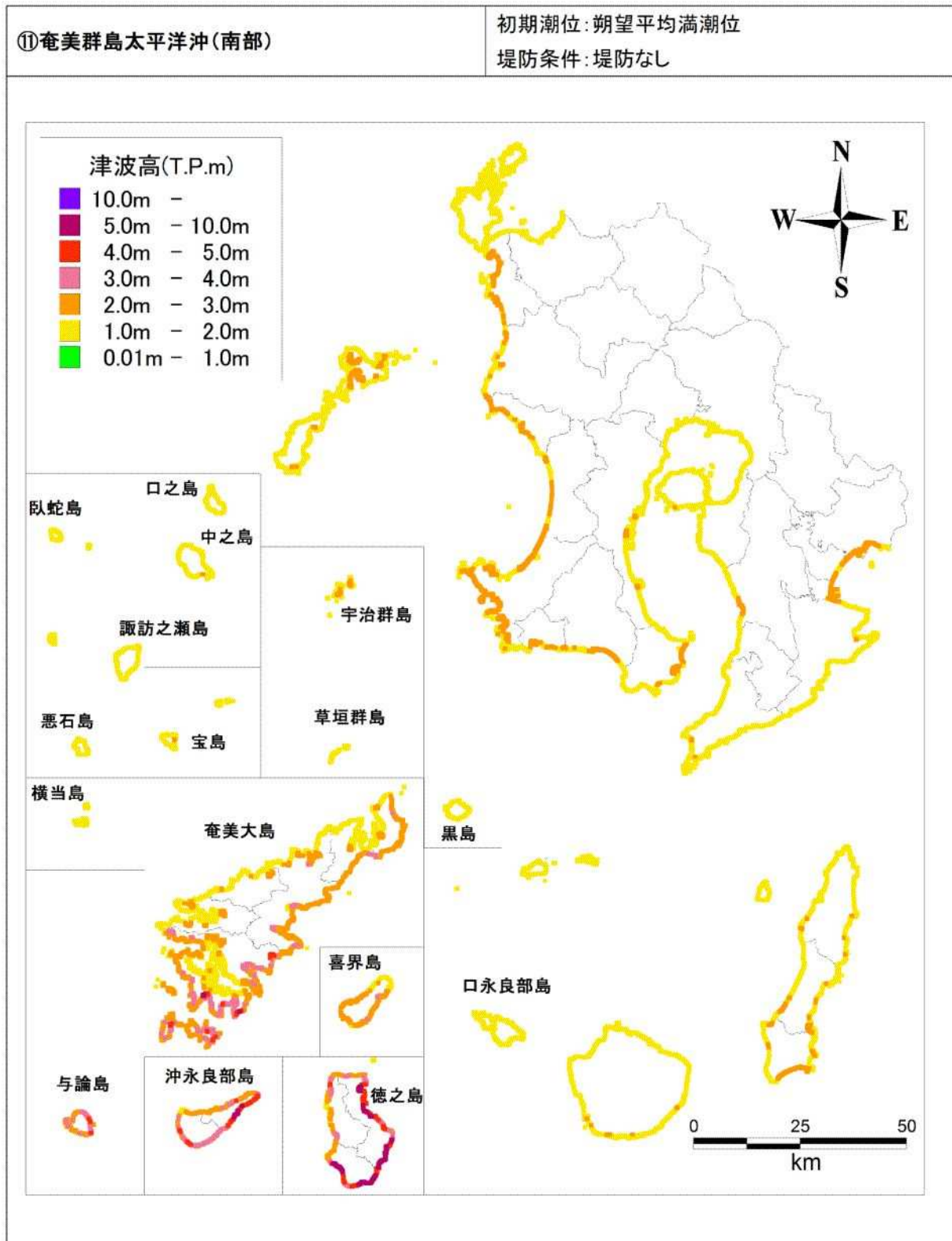


図1.5.11 ⑪奄美群島太平洋沖(南部)の地震に伴う津波の津波高分布図

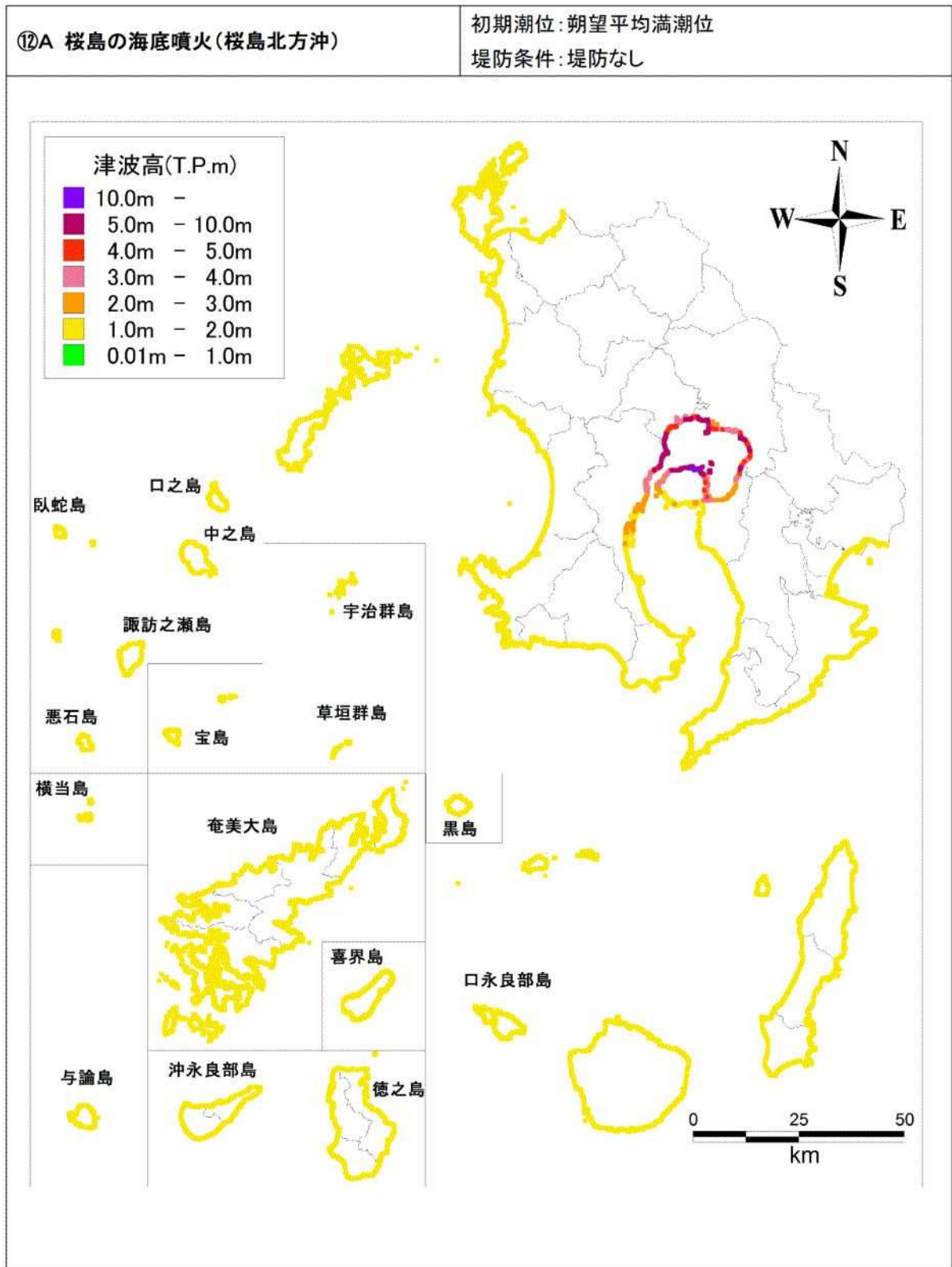


図1.5.12 ⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)に伴う津波の津波高分布図

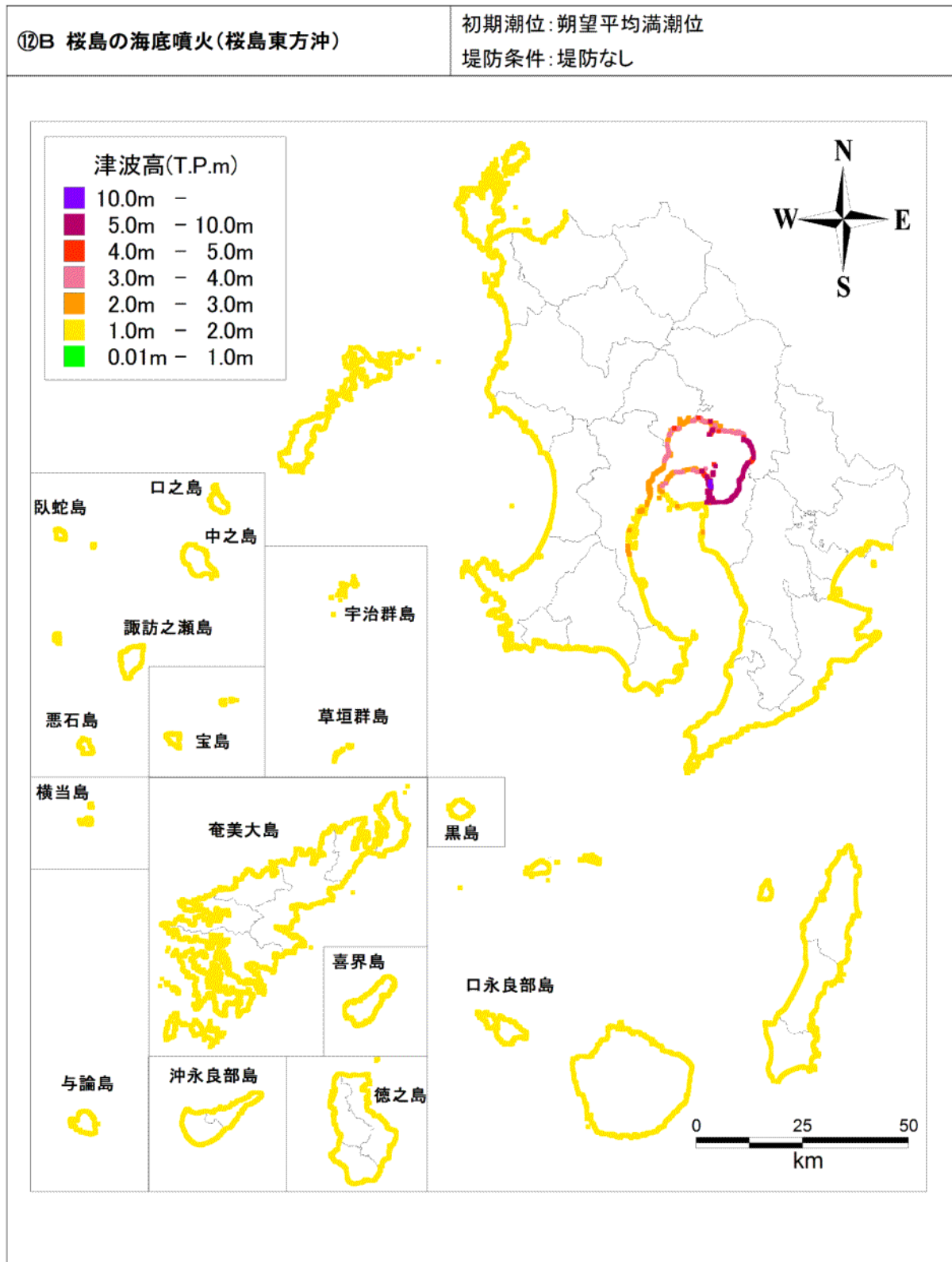


図1.5.13 ⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)に伴う津波の津波高分布図

第2節 被害の想定

第1 被害想定的前提条件

- 季節，時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- 風速は，各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- 避難行動は，「迅速避難」，「早期避難率高＋呼びかけ」，「早期避難率高」，「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは次のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none">・多くが自宅で就寝中に被災するため，家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く，また，津波からの避難が遅れることにもなる。・オフィスや繁華街の滞留者や，鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none">・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており，自宅外で被災するが多い。・木造建物内滞留人口は，1日の中で少ない時間帯であり，老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。※沿岸部には，海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none">・住宅，飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で，出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華街周辺のほか，ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。・鉄道，道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり，交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は，内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

第2 被害想定概要

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（被害想定概要）」（県HP）を参照

1 被害想定項目

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒，屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物），屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道，下水道，電力，通信（電話），ガス（プロパンガス除く）の被害
交通施設被害	道路，鉄道，港湾・漁港，空港の被害
生活への影響	避難者，帰宅困難者，物資
災害廃棄物等	災害廃棄物，津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め，孤立集落
被害額	建物，ライフライン施設，交通施設，土地（農地），その他

2 主な被害想定結果

各想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおり。

主な被害想定結果①

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甌島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	12,100	13,600	1,300	3,100	1,200
うち火災	2,300	2,100	0	300	10
人的被害：死者数（人）	270	540	490	120	50
うち建物倒壊・火災	250	530	—	120	30
うち津波	10	—	480		10
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	265,200	91,700	6,600	54,800	10,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	21,700	6,800	730	2,100	680
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	3,300	6,000	260	630	100
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	3,400	4,600	230	720	120
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	25,600	2,600	0	1,300	170
道路施設被害（箇所）	390	250	60	130	80
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	180	140	30	80	30
避難者数 [うち避難所]（人）					
被災1日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	2,800[1,800]
被災1週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	3,500[1,900]
被災1か月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	3,200[950]
物資(食料)需要量（食）					
被災1日後	93,000	59,000	13,300	13,000	6,300
被災1週間後	142,000	71,900	10,100	25,700	6,700
被災1か月後	62,600	38,900	6,100	11,500	3,400
災害廃棄物発生量（万トン）	160	100	10	20	10
孤立する可能性のある集落数(集落)	3	3	2	1	4
被害額（億円）	13,200	9,100	2,300	2,800	1,900

(注1) —：わずか（5未満）

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果②

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑥県北部直下	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	130	14,900	14,100	560
うち火災	0	70	500	0
人的被害：死者数（人）	—	2,000	190	210
うち建物倒壊・火災	—	10	90	—
うち津波		2,000	90	210
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	90	118,300	108,000	7,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	0	10,300	7,800	1,200
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	—	2,600	820	290
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	—	2,900	980	330
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	0	2,300	4,300	510
道路施設被害（箇所）	10	450	640	70
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	—	120	160	—
避難者数 [うち避難所]（人）				
被災1日後	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	7,700[5,100]
被災1週間後	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	3,800[3,000]
被災1か月後	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	7,200[2,100]
物資（食料）需要量（食）				
被災1日後	580	110,800	81,800	18,400
被災1週間後	500	101,700	85,100	10,700
被災1か月後	290	51,700	41,300	7,700
災害廃棄物発生量（万トン）	—	130	120	—
孤立する可能性のある集落数（集落）	0	38	26	34
被害額（億円）	100	14,600	14,300	1,800

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果③

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑩奄美群島太平洋沖 (北部)	⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	⑫A 桜島の海底噴火 (桜島北方沖)	⑫B 桜島の海底噴火 (桜島東方沖)
建物被害：全壊・焼失棟数 (棟)	3,800	1,100	200	270
うち火災	560	120		
人的被害：死者数 (人)	500	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
うち建物倒壊・火災	100	—		
うち津波	400	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
上水道被害：断水人口 (人) 被災直後	46,800	11,200		
下水道被害：支障人口 (人) 被災直後	4,300	2,100		
電力被害：停電軒数 (軒) 被災直後	2,200	1,100		
通信被害：固定電話不通回線数 (回線) 被災直後	2,600	1,400		
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数 (戸) 被災直後	440	120		
道路施設被害 (箇所)	120	110	10	10
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	—	—	—	—
避難者数 [うち避難所] (人)				
被災1日後	15,500[9,900]	8,500[5,600]		
被災1週間後	15,500[9,600]	5,500[4,300]		
被災1か月後	16,300[4,900]	8,100[2,400]		
物資(食料)需要量 (食)				
被災1日後	35,800	20,200		
被災1週間後	34,500	15,300		
被災1か月後	17,600	8,700		
災害廃棄物発生量 (万トン)	20	10	—	—
孤立する可能性のある集落数(集落)	42	44	5	3
被害額 (億円)	4,100	1,900	450	520

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定【桜島の大規模な噴火(海底噴火)が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能】

3 被害軽減効果

各想定地震等に対する被害軽減効果は次のとおり。

(1) 建物の耐震化による人的被害の軽減

最大被災ケース		被災度	想定結果	耐震化率90%時	耐震化率95%時
想定地震	季節・時刻		人数(人)	人数(人)	人数(人)
① 鹿児島湾直下	夏12時	死者	270	160	140
② 県西部直下	冬深夜	死者	540	190	150
③ 甬島列島東方沖	夏12時	死者	490	(※)	(※)
④ 県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤ 熊本県南部	冬深夜	死者	50	30	30
⑥ 県北部直下	冬深夜	死者	—	(※)	(※)
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑧ 種子島東方沖	冬深夜	死者	190	120	110
⑨ トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	210	(※)	(※)
⑩ 奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	死者	500	430	420
⑪ 奄美群島太平洋沖(南部)	夏12時	死者	580	(※)	(※)

(※) 想定結果のうち建物倒壊による死者数がわずかなため、被害軽減効果を算定できない。

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

第1部 総則
第5章 災害の想定

(2) 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減

被災ケース		避難パターン			
想定地震等	季節・時刻	(ア) 早期避難率低	(イ) 早期避難率高	(ロ) 早期避難率高 + 呼びかけ	(ハ) 迅速避難
		① 鹿児島湾直下	冬深夜	10	10
	夏12時	10	10	10	10
	冬18時	10	10	10	10
② 県西部直下	冬深夜	—	—	—	—
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	—	—	—	—
③ 甬島列島東方沖	冬深夜	440	200	180	50
	夏12時	480	180	100	10
	冬18時	410	150	100	10
④ 県北西部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑤ 熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	10	—	—	—
⑥ 県北部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑧ 種子島東方沖	冬深夜	90	30	—	—
	夏12時	120	40	—	—
	冬18時	110	40	—	—
⑨ トカラ列島太平洋沖	冬深夜	140	50	10	—
	夏12時	210	70	—	0
	冬18時	160	50	—	—
⑩ 奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	400	140	10	10
	夏12時	410	140	20	10
	冬18時	400	140	10	—
⑪ 奄美群島太平洋沖(南部)	冬深夜	470	160	10	—
	夏12時	580	200	10	—
	冬18時	550	180	10	—

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

[参考] 避難行動の違い（避難の有無，避難開始時期）

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難しない (用事後避難)	
(ア)	早期避難者比率が低い場合 (早期避難率低)	20%	50%	30%
(イ)	早期避難者比率が高い場合 (早期避難率高)	70%	20%	10%
(ウ)	早期避難者比率が高く，さらに 津波情報の伝達や避難の呼びか けが効果的に行われた場合 (早期避難率高+呼びかけ)	70%	30%	0%
(エ)	全員が発災後すぐに避難を開始 した場合 (迅速避難)	100%	0%	0%

(注) 避難開始時期は，昼間の場合，直接避難者は発災後5分後，用事後避難者は発災後15分後，切迫避難者は津波到達後とする。また，夜間の場合は，昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

(3) 事前避難の有無による死者数の軽減【桜島の海底噴火に伴う津波】

※ 桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は，津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより，津波による死者をゼロにすることも可能。

被災ケース		事前避難	
想定地震等	季節・時刻	なし	あり
⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)	冬深夜	150	0
	夏12時	820	0
	冬18時	140	0
⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)	冬深夜	790	0
	夏12時	1,100	0
	冬18時	800	0

(注) 被害想定の数値は概数であるため，ある程度幅をもって見る必要がある。

第3節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。

第2 減災目標

- ・ 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。